

小さな拠点・地域運営組織の形成拡大支援について

- 「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」の中間とりまとめについて . . . P 1
- 平成 28 年度第二次補正予算について P 6
- 小さな拠点・地域運営組織の形成に関する都道府県担当者説明会について P 7

地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議

1. 趣旨

「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂2015」（平成27年12月24日閣議決定）に基づき、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向けて、その課題及び論点を整理し、結論を得るため、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」を開催。

2. 構成

飯島 淳子 東北大学大学院法学研究科教授

池本 桂子 NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会理事

◎小田切徳美 明治大学農学部教授

加本 恂二 雲南市海潮地区振興会会長

高橋 由和 NPO法人きらりよじまネットワーク事務局長

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

名和田是彦 法政大学法学部教授

藤山 浩 島根県中山間地域研究センター研究統括監

牧野 光朗 長野県飯田市長

矢野 富夫 高知県檜原町長

◎：座長

3. 開催状況

第1回(3月1日)

主な論点を中心に検討

第2回(3月25日)

量的拡大・質的深化を中心に検討

第3回(4月20日)

法人格問題を中心に検討

第4回(5月20日)

①法人格関係、②関係組織・地域運営組織のあり方を検討

第5回(6月14日)

論点整理

第6回(7月13日)

中間報告に向けての検討

第7回(8月10日)

中間とりまとめ

以後、先進事例のヒアリング等を行いつつ、年末の最終報告を検討

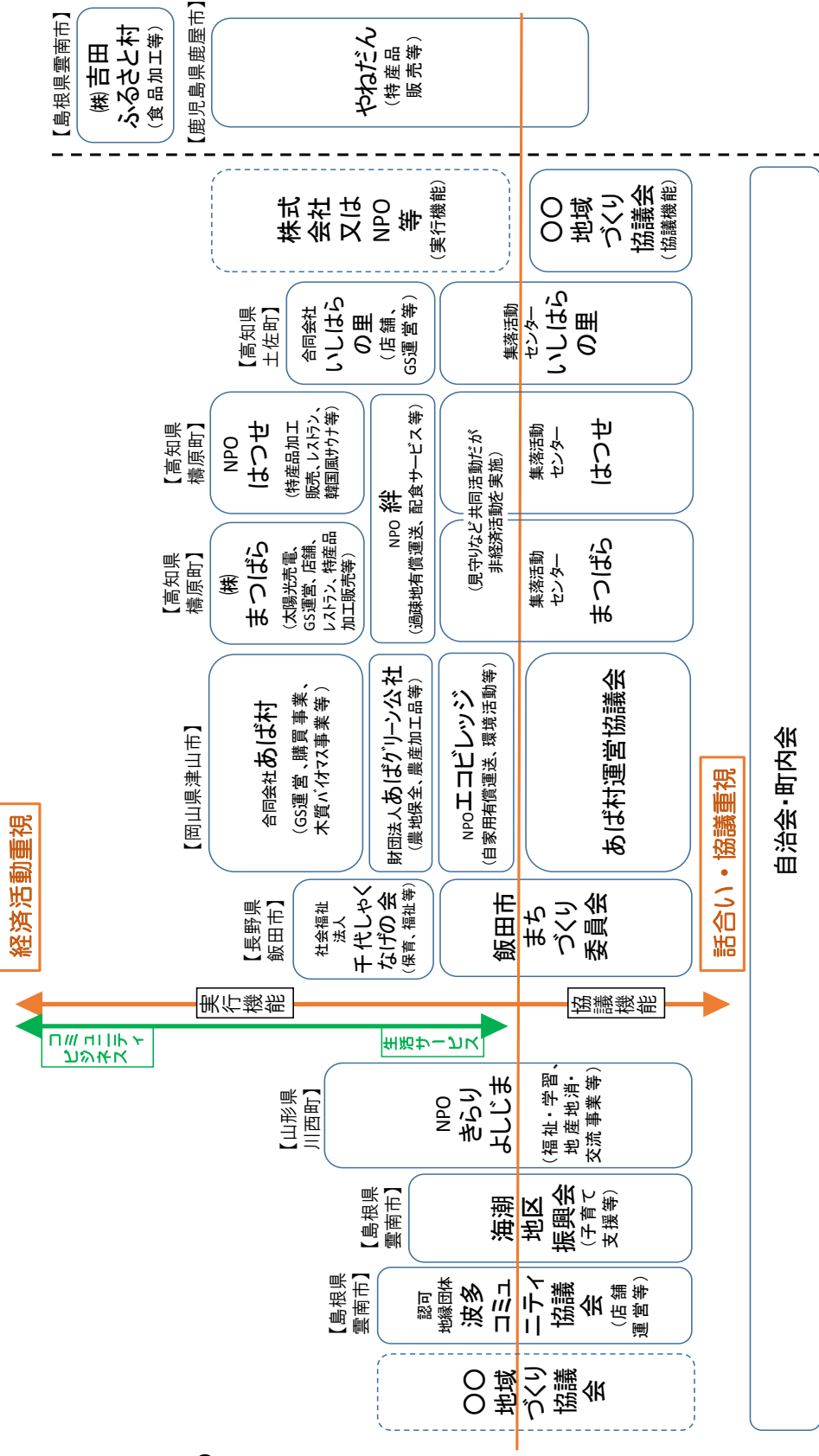
（1）地域運営組織の多様性とその分類

□ 地域運営組織は、「協議機能（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と「実行機能（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を有する組織で、協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」と協議機能と実行機能を切り離れた「分離型」がある。

《一体型》

《分離型①》
（協議組織連携型）

《分離型②》
（事業組織単独型）



(2) 地域運営組織の基本的考え方

- 地域運営組織は自主的な活動に基づくものであり、組織形態も活動に応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合、法人格を取得する必要性が増大
- 地域運営組織の基本的要素は、
 - ①行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属すること、
 - ②経済活動を含む地域の共同事業を行うこと、
 - ③一定の区域を基礎とした組織であること
- 社会科学的には、地域運営組織は共的セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがるもの
- 地域運営組織の設立には、①地域住民の当事者意識の醸成、②地方公共団体のサポート、③財源・制度・人材等組織設立を促す条件整備が必要
- 地域運営組織の一体型・分離型の双方の二一ズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方向

(1) 法人化の推進

- 現行法人の活用に加え、現場のニーズに応じた多様な法人類型の整備の検討が必要
- 活動の進捗によりNPO法人は、「認定NPO法人」の取得とその優遇措置の活用が望ましい
- NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域（旧町村等）の住民に実質的に限定も可能な「地域住民主体型のNPO法人」も許容される（NPO法の解釈を明確化）
- 地域に必要なサービスを維持するため、「社会的利益追求を目的とした営利法人」に関する制度の検討を行い、早期に実現することが求められる
- 地域運営組織のうち地縁組織に近い性格を持つ「地縁型組織」が経済活動等を行うのに適した法人制度の検討が必要（検討に当たっては、地域住民主体型のNPO法人や認可地縁団体等既存の法人制度を参考）

(2) 人材の育成・確保

- 地域運営組織の立ち上げ・運営に当たり、ワークショップや外部専門人材の活用等による組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備が求められる。長期的には地域内における人材育成や世代交代の循環の仕組みをつくることが重要
- 地域運営組織の取組の推進は、地域の状況に応じた支援が必要。地域によっては都道府県による主導的な施策（職員派遣・人材育成・情報発信の場づくり等）や都道府県・市町村・中間支援組織が連携した人材育成や情報共有等のためのプラットフォームづくりが有効

(3) 資金の確保

- 立ち上げ段階では、まとまった資金の確保などに行政の適切な支援が必要
- 経済的な採算性と地域の必要性を勘案しながら複数の事業の合わせ技や空き家など地域の遊休資産の活用などの工夫を行うとともに、地産地消に加え再生エネルギーの活用、地産外商などの積極的な取組により、地域経済の円滑な循環を目指すことが重要

(4) 事業実施のノウハウ等

- 事業の実施に当たっては地域の全体最適を目指すことに留意しつつ、事業に必要な会計・税務・労務等のノウハウの取得、分野横断型事業展開の仕組み、隣接地域や先発事業者との共同事業など事業の持続性確保に向けて様々な形で取り組むことが重要

(5) 行政の役割、多様な組織との連携

- 地域運営組織の主体性・自主性を基本としつつ、市町村・都道府県・国は、適切な役割分担に基づいてこれを支援
- 市町村は地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、人材面、資金面等多面的に連携・支援するとともに、担当者の継続性や縦割りを排除した総合的な対応等持続的な取組体制の構築が重要。都道府県は広域的観点から市町村や現場の取組をサポートする支援体制の確立、国は利用者視点の下、現行の支援制度の改善や拡充を図ることが必要
- 持続的な地域づくりのため、地域内外の多様な組織との連携・協働を進めていくことが重要

小さな拠点・地域運営組織の形成拡大支援のための経費（内閣府地方創生推進事務局）

平成28年度第2次補正予算要求額 0.6億円

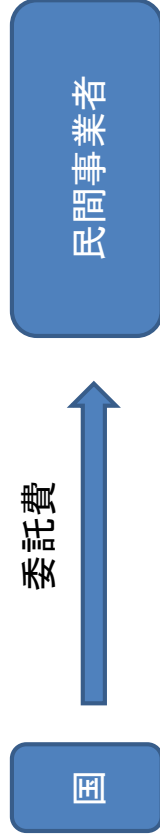
事業概要・目的

中山間地域等における集落生活圏を維持し、日常生活に必要な生活サービスを維持するため、全国各地での小さな拠点や地域運営組織の形成や必要な人材の確保・育成に向け、都道府県レベルでの中間支援・人材育成体制の構築を促進するとともに、市町村や地域の取組促進を支援する。

【事業内容】

1. 関連情報の整理と情報発信・情報交流サイト構築
2. 理解促進のため、都道府県や市町村に対する研修の実施、専門家派遣
3. 都道府県及び中間支援組織の取組支援体制・人材育成体制の構築（プラットフォームづくり）支援
4. 基礎知識普及に向けた市町村や地域へのアドバイザー派遣
5. 小さな拠点・地域運営組織形成による効果検証のモデル調査

資金の流れ



事業イメージ・具体例

○小さな拠点・地域運営組織の形成拡大に向けた、知識・情報・人材の普及拡大に向けた支援を重点的に実施

都道府県・市町村や地域住民に対する小さな拠点・地域運営組織形成の必要性や先進事例等の普及・啓発

都道府県・中間支援組織による広域レベルでの取組支援体制・人材育成体制の構築（プラットフォームづくり）のための支援

小さな拠点・地域運営組織形成による効果モデル

地域運営組織

- 地域住民が主体となった地域課題の解決に向けた多機能型の取組体制の形成
- 日常生活に必要な機能・サービスの維持確保を実施



期待される効果

- 小さな拠点・地域運営組織の形成及び人材育成に向けた地方公共団体や地域の取組が一層円滑に進められる。
- これにより、特に人口減少、高齢化の著しい中山間地域を中心として、住民生活に必要な不可欠な生活サービスを確保し暮らし続けられる地域の形成が図られる。

事務連絡
平成28年9月9日

各都道府県地方創生担当部局
各都道府県地域振興担当部局 御中

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局
総務省地域力創造グループ
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
国土交通省国土政策局地方振興課

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する都道府県担当者説明会の開催について

今般、標記説明会を下記のとおり開催しますので、御出席いただきますようお願いいたします。

記

1 開催日時

平成28年9月26日（月） 13:30～16:00（予定）

2 場所

中央合同庁舎8号館1階 講堂
（東京都千代田区永田町1-6-1）

3 説明内容（予定）

- ・小さな拠点・地域運営組織の普及促進について（28年度第二次補正予算、29年度概算要求等）
- ・「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」の中間とりまとめについて
- ・小さな拠点・地域運営組織の形成に係る取組事例紹介（高知県等）
- ・関係省庁の支援措置について 等

4 対象者

各都道府県の地方創生担当者、地域振興・中山間地域対策関係担当者等

※ 小さな拠点及び地域運営組織の形成に係る部局に幅広くご周知いただき、積極的なご参加をお願いします。

※ 今後、都道府県からの要望等があれば、都道府県ごとに説明会を市町村向けに開催したいと考えています。

5 出席登録

9月20日（火）17：00までに、出席される方を別添様式1に取りまとめの上、メールにより下記担当へ御回答をお願いします。

※ 事務作業の関係上、期限厳守をお願いします。

<担当者>

内閣府地方創生推進事務局

犬飼、宇都

TEL 03-5510-2457

FAX 03-3591-1974

E-mail keita.uto.p6h@cao.go.jp